

吉田公園
募集要項【資料編】

令和 7 年 8 月
静岡県交通基盤部都市局公園緑地課

目次

県営都市公園経営基本計画（抜粋）	1
令和 7 年度 パークマネジメント・カルテ	10
令和 6 年度 県営都市公園外部評価結果報告書（抜粋）	11
吉田公園概要	18
利用状況	20
収支実績	24
光熱水費・空調設備リース料金・小規模修繕実績	25
貸付物品一覧	26
静岡県都市公園懇話会規程	29
静岡県都市公園条例及び静岡県都市公園条例施行規則について	31
（平成 28 年 4 月 1 日施行）	
令和 7 年 7 月 22 日 静岡県条例第 39 号（利用料金）	32

静岡県営都市公園経営基本計画

第5期

令和6年（2024年）4月

静岡県交通基盤部都市局公園緑地課

1	基本計画の概要	1
	・基本計画策定の目的	
	・位置づけ	
	・対象公園	
	・基本計画の進め方	
2	第5期「静岡県営都市公園基本計画」	2
	・目的・目標	
	・戦略展開の方向性と戦術	
	・推進方法	
3	基本計画に基づく公園運営に当たっての留意点	4
4	各公園の基本計画	
(1)	静岡県草薙総合運動場	5
	①基本構想における公園の設置目的、役割、位置づけ	
	②戦略展開	
	③戦略展開の方向と戦術	
(2)	遠州灘海浜公園（中田島北地区）	7
	①基本構想における公園の設置目的、役割、位置づけ	
	②戦略展開	
	③戦略展開の方向と戦術	
(3)	愛鷹広域公園	9
	①基本構想における公園の設置目的、役割、位置づけ	
	②戦略展開	
	③戦略展開の方向と戦術	

(4) 静岡県富士山こどもの国	11
①基本構想における公園の設置目的、役割、位置づけ	
②戦略展開	
③戦略展開の方向と戦術	
(5) 小笠山総合運動公園	13
①基本構想における公園の設置目的、役割、位置づけ	
②戦略展開	
③戦略展開の方向と戦術	
(6) 吉田公園	15
①基本構想における公園の設置目的、役割、位置づけ	
②戦略展開	
③戦略展開の方向と戦術	
(7) 浜名湖ガーデンパーク	17
①基本構想における公園の設置目的、役割、位置づけ	
②戦略展開	
③戦略展開の方向と戦術	

1 基本計画の概要

計画策定の目的

「県営都市公園経営基本構想」に定める、方針及び各公園の設置目的、目指すべき方向に従い、利用者満足度の向上、利用の増進、効果的で効率的な運営、安全・安心を目指した公園管理を推進するため、2024年度から2028年度までの方策を定める。

位置づけ

- 「県営都市公園経営基本構想」の行動計画である。
基本構想を具体的に実現していくための行動計画(下位計画)と位置づける。
- 県の総合計画及び社会資本総合整備重点計画との整合性を確保する。
県の総合計画及びその下位計画である静岡県社会資本整備重点計画との整合を図り、都市公園の機能を活かした公園運営を展開することにより、総合計画の推進に貢献する。

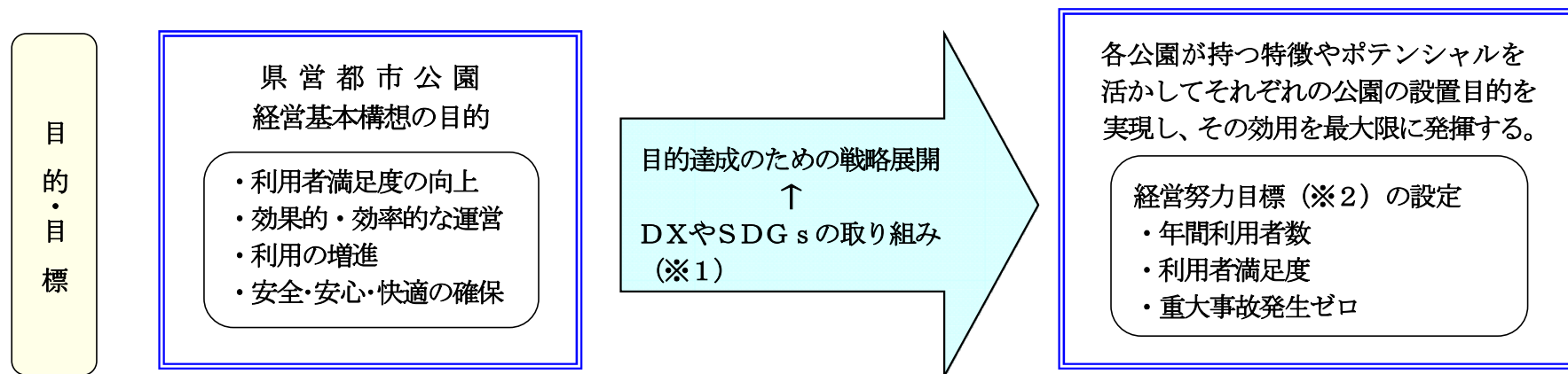
対象公園

公園名	所在地	開設面積	供用開始	都市計画決定種別
静岡県草薙総合運動場	静岡市	26.4 ha	1963. 4. 16	運動公園
遠州灘海浜公園(中田島北地区)	浜松市	20.3 ha	1988. 10. 9	広域公園
愛鷹広域公園	沼津市	19.4 ha	1989. 7. 16	運動公園
静岡県富士山こどもの国	富士市	94.5 ha	1999. 4. 26	広域公園
小笠山総合運動公園	袋井市、掛川市	269.7 ha	2001. 5. 10	広域公園
吉田公園	吉田町	14.3 ha	2001. 8. 1	総合公園
浜名湖ガーデンパーク	浜松市	56.0 ha	2005. 6. 5	広域公園

計画の進め方

- 計画期間
2024年度(令和6年度) から 2028年度(令和10年度)
- 計画の進行管理
 - ・基本計画を適切に進行管理していくため、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、見直し(Action)によるマネジメントサイクルを実施する。
 - ・それぞれの戦略の取組成果について評価、検討する外部評価を実施する。

2 第5期「静岡県都市公園経営基本計画」



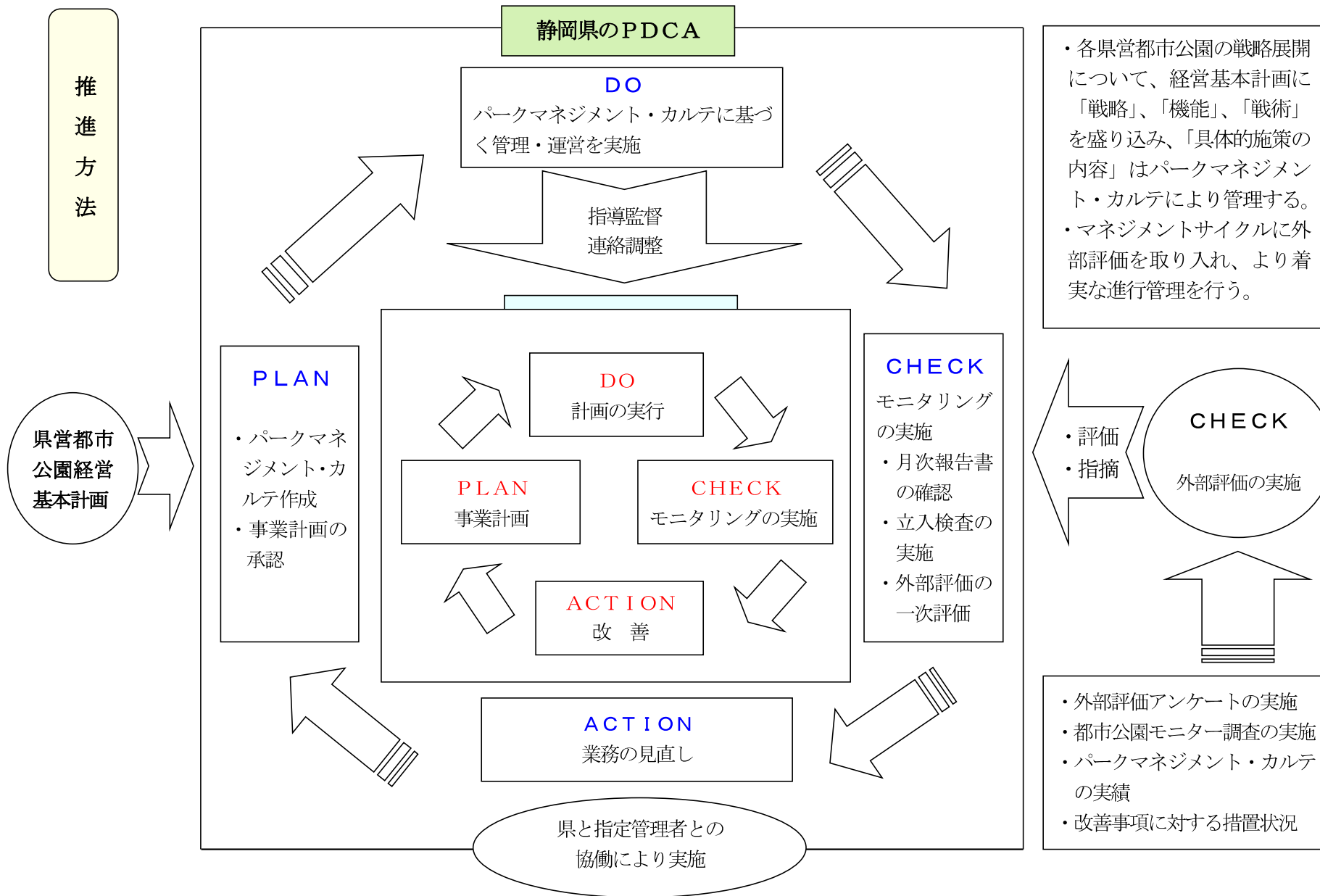
※1 DXの取り組みは、各公園で公園利用のきっかけに繋がるよう広くイベント等の情報を発信し、また公園利用時にも植物の情報等園内情報の提供などを検討する。さらに、施設管理でも設備の点検情報のデータ管理等活用を推進する。

SDGsの取り組みは、17目標のうち、3すべての人に健康と福祉を・4質の高い教育をみんなに・8働きがいも経済成長も・9産業と技術革新の基盤づくり・12つくる責任つかう責任・13気候変動に具体的な対策・15陸の豊かさを守ろう・16平和と公正をすべての人への8目標を優先的に意識して、健康維持の運動教室やボランティアや地域団体との協働、公園内の自然維持や地産地消の取り組みへの協力、施設維持の工事でのカーボンニュートラルの取り組みなどを進めていく。

※2 2028年度時点で達成すべき「年間利用者数」、「利用者満足度」については、これまでの公園の運営状況等を踏まえて定める。公園運営をより適切に評価して業務の見直しを進めていくため、経営努力目標も設定内容を見直し、調査・検討を進めていく。経営努力目標ではないが、運営の参考指標として、「リピーター割合」の視点を追加して、今後の公園の利用増進に、新規利用と複数利用の割合を考えて、新たな取り組みや現在の取り組みの拡大や取止め等で運営を見直していく。

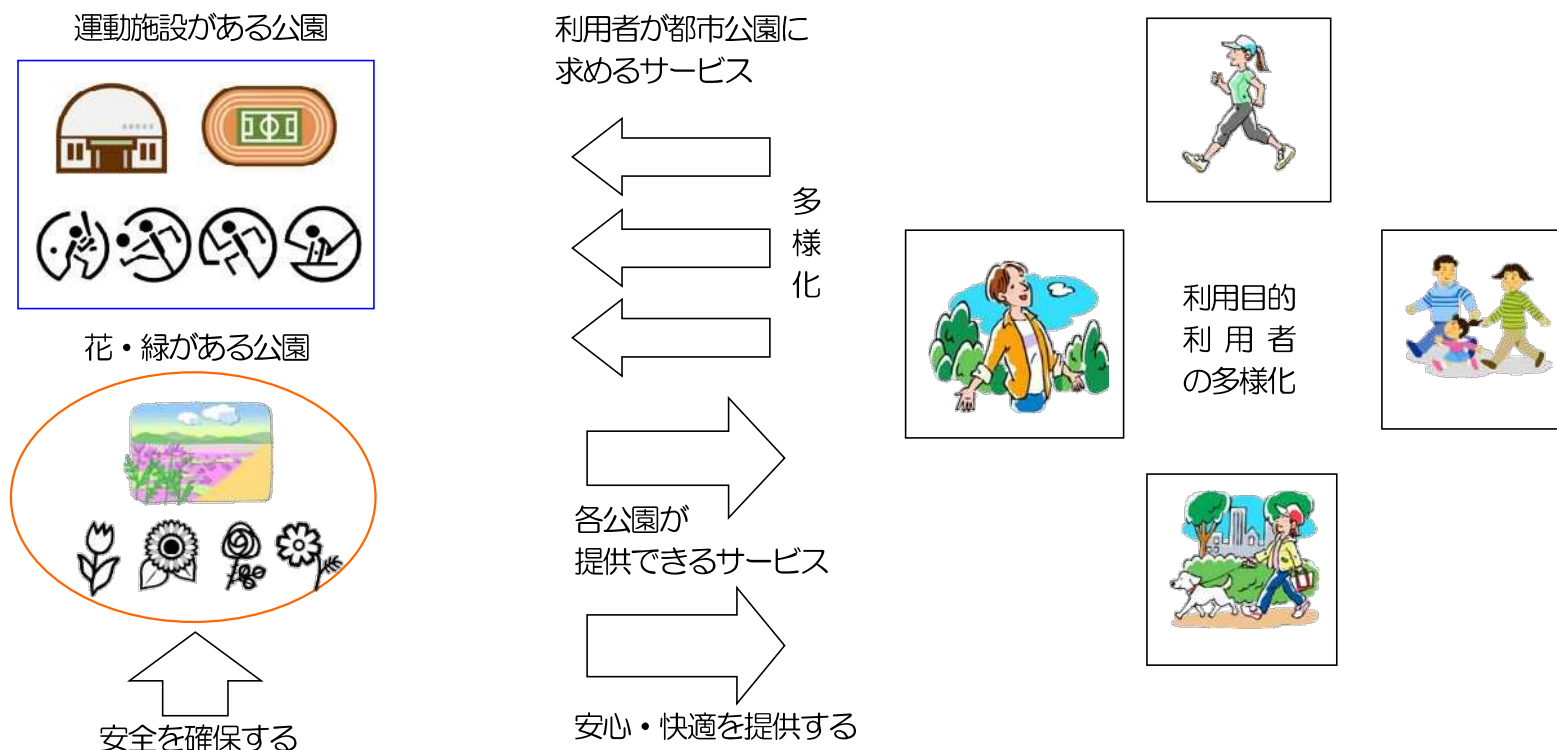
戦略展開の方向性と戦術

- ・今までの運営成果等より、指定管理者による運営管理（5年単位）は継続する。次期の公募は令和6、7年に実施する。
- ・県は施設管理者として、それぞれの公園の設置目的を実現するために必要な戦術(施策)の主軸を基本計画で示し、具体的な戦術の実施については、指定管理者の公募時における運営管理者としての提案や、指定管理者選定後の取り組みに対し、県と指定管理者の双方の協力関係の下で各公園ごとに戦術を進めて、県として目指すべき公園の実現につなげる。
- ・全ての公園に共通した機能として、「多様化する利用者ニーズを踏まえたサービスの提供」と「安全・安心・快適な施設の提供」にデジタル技術の活用やカーボンニュートラルなど持続可能な取り組みを、重要な視点として取り組む。
- ・社会情勢の変動が多々生じているが、各公園で目的・目標に沿った運営で収入を確保する取り組みを見いだす。



3 基本計画に基づく公園運営に当たっての留意点

- (1) 都市公園は、憩いの場、スポーツの場、レクリエーションの場など多様なニーズが求められていることから、基本計画に基づき、安全・安心・快適を第一とした上で、各公園の利用の増進、利用者満足度の向上などに繋がる各公園の魅力を最大限に発揮すること、各公園の設置目的の実現を図っていく。
- (2) 各県営都市公園の「戦略展開の方向と戦術」は、それぞれの公園で効果的・効率的な公園運営の実現に向けて、民間活力を活用すべく、各種制度や公園を取り巻く環境を検討し、進めていくものであり、戦術項目に対する戦術は次に記載するものに限るものではなく、別の方向・戦略により目的につながる視点や取り組みについて、施設管理者の県と公園運営者である指定管理者にて柔軟に実施する。
- (3) 各県営都市公園の県にて取り組む中長期的な維持管理計画として、令和5年度より実施している「公園施設中期維持保全計画」については、5年ごとに実施する「県有施設劣化診断」の結果を反映して対象工事等は変更となる。また、公園施設以外の県有施設も含めて全県の施設を対象として修繕等の実施年度は調整されるため、確定計画ではない。



4 各公園の基本計画

(6) 吉田公園

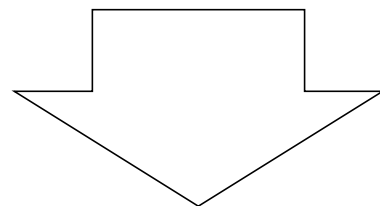
① 基本構想における公園の設置目的、役割、位置づけ

<設置目的>

花や緑に親しみながらレクリエーションや憩いの場として、誰もが安心して利用できる場を目指し、新しいスタイルの県民参加の公園運営を目指す。

<役割・位置づけ>

- 志太・榛原地域における憩いの場として位置づける。
- 身近な花や緑など自然に親しむ場を提供する。
- 県民参加による公園の管理運営の場とする。

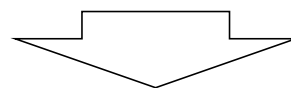


<経営努力目標:2028 年度(目標達成年度)>

- ・年間利用者数:16.8 万人
- ・アンケート調査結果による利用者満足度(5点満点) :4. 5
- ・重大事故発生ゼロ

② 戦略展開

戦 略		花や緑とふれあう憩いの場の提供	地域利用・地域連携の促進	利用者サービスの向上	安全・安心・快適の提供
機 能		花や緑に親しむ機会の提供	地域住民の利用促進、地域との連携・協働	利用者ニーズを踏まえたサービスの提供等	安全・安心で快適な施設の提供
戦 術		園内の各エリアの特色を生かした緑地空間を提供等	地域イベントの誘致・開催、ボランティアの積極的活用等	アンケートによるニーズの把握と反映等	マニュアル整備、訓練実施、ユニバーサルデザインの推進 等



利用の増進	効率的で効果的な運営	持続可能な施設の維持	安全・安心・快適の確保	運営の健全化推進
-------	------------	------------	-------------	----------

③ 戦略展開の方向と戦術

戦略項目	機能	戦術
戦略1 花や緑とふれあう憩いの場の提供	花や緑に親しむ機会の提供	園内の各エリアの特色を生かした緑地空間の提供
		花や緑に親しむイベント・プログラムの提供
戦略2 地域利用、地域連携の促進	地域住民の利用促進	地域イベントの誘致・開催
	地域との連携・協働	ボランティア活動の場の提供とボランティアの公園運営への積極的参画の促進
		行政・教育機関・企業・団体、周辺施設等との連携・協働
戦略3 利用者サービスの向上	利用者ニーズを踏まえたサービスの提供	利用者アンケート等によるニーズの把握と反映 (利用回数によるリピーター割合を参考に新規利用者の獲得)
		接客サービスの向上
	公園の魅力の広報	新たな広報手段等を活用し、情報を求めている人に公園の魅力発信を行うとともに、イベント情報の提供ができるよう利用者等の分析も行う。
	収益向上への取組	収益向上策の実施と公園管理への還元
戦略4 安全・安心の提供	安全・安心で快適な施設の提供	安全・安心を確保するために積極的な施設の維持管理
		長寿命化の観点からの計画的な維持補修
		危機管理行動や設備維持マニュアルなどの整備、研修・訓練の実施
		ユニバーサルデザインの活用、バリアフリーを基本とした運営により、インクルーシブ（多様な人が安全かつスムーズに滞在・移動できる）な空間の創出

県営都市公園
パークマネジメント・カルテ

吉田公園

〔令和7年度〕

【計 画】
PLAN

(設置目的)
花や緑に親しみながらレクリエーションや憩いの場として、誰もが安心して利用できる場を目指し、新しいスタイルの県民参加の公園運営を目指す。

戦略	機能 (利用者の受益)	手 段	業 務 内 容	中間目標 R7/9/30	年間目標 R8/3/31	備 考
経営基本計画に定める経営努力目標			公園利用者数	70,000人	168,000人/年	
			アンケート結果による利用者満足度		4.5	
1 花 や 緑 と ふ れ あ う 憩 い の 場 の 提 供	花や緑に親しむ機会の提供	園内の各エリアの特色を生かした緑地空間の提供	芝生、生垣等の必要十分な維持管理	業務委託エリア及び直営エリアの適切な施工管理	業務委託エリア及び直営エリアの適切な施工管理	直営比率(内製化率)を高め、委託料の削減に努める。 ・職員の技術向上(研修参加等実績回数) ・芝生管理作業実績回数
		花や緑に親しむイベント・プログラムを実施	たねダンゴ植栽の実施	・たねダンゴによる植栽 新規参入団体5組	・たねダンゴによる植栽 新規参入団体5組	
			花壇コンクールの実施	年1回 5月～10月 22区画	年1回 5月～10月 22区画	広く参加者の募集を行い、入選した花壇をHPやSNS等に掲載し、広く県民に広報する。
2 地 域 利 用 、 地 域 連 携 の 促 進	地域住民の利用促進	地域イベントの誘致・開催	地域イベントの来園者数増への取組	誘致2件	誘致5件	・吉田町みどりのオアシスまつり ・メダカフェス ・JA農業機械大展示会(協議中) ・吉田野営 ・クラフトフェア
			小規模イベント誘致推進	10日	15日	・展示会 ・自治会グランドゴルフ大会
	地域との連携・協働	ボランティア活動の場の提供とボランティアの公園運営への積極的参画の促進	自治会、企業等団体への協力要請	参加者200人以上	参加者300人以上	たねダンゴ植栽のボランティアを含む
		行政・教育機関・企業・団体・周辺施設等との連携・協働	地域広報紙等でのPR	6回	12回	吉田町広報紙に毎月募集を掲載。また、活動中はのぼり旗を立て、ボランティア参加希望者の募集を行うとともに、ビズスを着用してもらい活動をPRする。
3 利 用 者 サ ー ビ ス の 向 上	利用者ニーズを踏まえたサービスの提供	利用者アンケート等によるニーズの把握と反映(利用回数によるリピーター割合を参考に新規利用者の獲得)	利用者アンケート等によるニーズの把握と反映	改善等1件	改善等2件	・樹木名板の設置継続等 ・大池への鯉の放流の継続 ・花の名板の設置
		接客サービスの向上	苦情の未然防止	苦情件数0件	苦情件数0件	来園者が使い易いように「公園ガイドマップ」をリニューアルした。
	公園の魅力の広報	新たな広報手段等を活用し、情報を求めている人に公園の魅力発信を行うとともに、イベント情報の提供ができるよう利用者等の分析も行う。	テレビでのパブリシティ獲得	10件	15件	・新聞、テレビ、ラジオ等への花情報・イベント情報等の提供 ・Instagramフォロワー数増加 ・公園の公式ライン配信開始予定
		収益向上への取組	収益向上策の実施と公園管理への還元 イベントの誘致・実施 ※自販機の設置	新規イベント誘致1件	・新規イベント誘致2件 ・収支黒字化	イベント開催による収益増加を図る。
4 安 全 ・ 安 心 の 提 供	安全・安心で快適な施設の提供	安全・安心を確保するために積極的な施設の維持管理	施設の点検の実施 ※遊具の安全点検	1回	2回	
		長寿命化の観点からの計画的な維持補修	施設・設備・遊具の補修	50万円執行	年100万円執行	県発注の修繕と連携し、施設・設備・遊具等の維持修繕に努める。
		危機管理行動や設備維持マニュアルなどの整備・研修・訓練の実施	危機管理マニュアルの見直し	・危機管理マニュアルの作成 ・訓練1回 ・津波発生時の高台への誘導看板の設置の継続	・危機管理マニュアルの作成 ・訓練2回 ・津波発生時の高台への誘導看板の設置の継続	
		ユニバーサルデザインの実用、バリアフリーを基本とした運営により、インクルーシブ(多様な人が安全かつスムーズに滞在・移動できる)な空間の創出	レイズドベッドの環境整備	レンガ床清掃(転倒防止)【上半期1回以上】	・レンガ床清掃(年1回以上) ・テーブル、ベンチの補修・更新	

令和 6 年度

県営都市公園 外部評価結果報告書

令和 7 年 3 月

静岡県都市公園懇話会 外部評価委員会

外部評価の対象とする県営都市公園

区 分	面積 (ha)	供用開始日	指定管理者
静岡県草薙総合運動場	26.4	S38.4.16	東京ドーム・東急・静鉄共同事業体
遠州灘海浜公園	20.3	S63.10.9	天龍造園建設グループ
愛鷹広域公園	19.4	H 1.7.16	あしたかスポーツ&ネイチャーパートナーズ
静岡県富士山こどもの国	94.5	H11.4.26	小泉アフリカ・ライオン・サファリ(株)
小笠山総合運動公園	269.7	H13.5.10	静岡県サッカー協会グループ
吉 田 公 園	14.3	H13.8. 1	特定非営利活動法人しずかちゃん
浜名湖ガーデンパーク	34.6	H17.6. 5	浜名湖えんてつグループ

目 次

外部評価の実施

令和6年度 実施内容

令和6年度 7公園9段階評価ポイント

- 1 静岡県草薙総合運動場
- 2 遠州灘海浜公園
- 3 愛鷹広域公園
- 4 静岡県富士山こどもの国
- 5 小笠山総合運動公園
- 6 吉田公園
- 7 浜名湖ガーデンパーク

外部評価の実施

静岡県では、都市公園の指定管理者制度への移行に当たり、指定管理者の業務状況を確認するだけでなく、業務自体が公園の設置目的の達成に貢献しているかを客観的に評価するため、平成17年度から外部評価制度を導入している。

評価は、業務の実施内容の評価する管理運営評価（一次評価）と、公園の公益性や設置目的との適合性の評価（二次評価）の二段階で行った。

一次評価では公園の目的、業務体系を表したパークマネジメントカルテに基づき、事業者の自己評価、来園者アンケート、県による事業診断を行った。

二次評価では、一次評価結果データや現地視察の結果に基づき、外部有識者（静岡県都市公園懇話会委員）が意見交換し、設置目的の内容を機能別に分類した項目ごとに「Aプラス」から「Cマイナス」までの9段階評価と文章により総合判定した。今後、指摘された具体的な改善点などに基づき、指定管理者の管理運営の内容の向上に活用していく。

令和6年度 実施内容

区分	実施内容	説 明	実施時期
I	パークマネジメントカルテ	設置目的から個別業務内容までを構造的に示した作戦体系図を作成し、業務ごとに年間目標値を定めた。	令和6年6月
II	外部評価アンケート	公園の基礎的な管理項目と来園目的に対する満足度を5段階で調査した。県営7公園の利用者を公園現地で無作為抽出し、対面式・回収式で調査した。	春・秋 ※浜名湖ガーデンパークについては浜名湖花博2024開催に伴い夏・秋
III	一次評価	パークマネジメントカルテの実績、外部評価アンケート、職員モニタリングを基に、評価基準に従い客観的に数値付けした。	10月～11月
IV	公園現地視察・指定管理者へのヒアリング	外部評価委員による現地視察及び指定管理者へのヒアリングを実施した。	11月
V	二次評価	I～IIIのデータに、県営7公園の公益性や設置目的との適合性に関する外部評価委員の知見を加えるとともに、委員による公園の視察結果を基に評価を総括した。	令和6年12月～令和7年3月

（参考） 9段階評価ポイントの意味

記号	意味	その他
A	十分満足できる	心象としてABCに対し上回るか下回るかにより、必要に応じ、＋、－の付加記号を付ける。
B	概ね満足できる	
C	努力を要する	

6 吉田公園

● 評価の総括

[9段階評価] A⁺ **A** A⁻ B⁺ B B⁻ C⁺ C C⁻

利用者数は、中間目標の 70,000 人に対して、実績は 56,827 人と、7～9 月の酷暑の影響で大きく落ち込んだものの、それ以外の月は順調に推移している。地球温暖化の影響で今後もこの状況は続くと思われる。芝生広場は、日差しを遮るものがなくやむを得ないと思うが、やすらぎの庭・香りの庭・ビオトープ池などで涼しさを演出し少しでも利用者を増やす試みを期待したい。

公園の管理面では、毎年のことだが芝生や樹木は行き届いた管理がなされていると感じた。令和 6 年度は「きれい！快適！感動！」をキャッチフレーズに「快適空間」の創造とサービスの提供に力を入れている。緑地維持管理作業を外部委託から内製化に切り替え合理化も進めている。芝草管理技術者の資格取得や芝刈り機の操作技術の向上など作業能力の研鑽にも努めており、綿密な計画のもと芝生・樹木の管理を実施している。その成果もあり、アンケート結果の芝生公園の満足度は 4.0 から 4.5 に大幅に向上しており評価に値する。また、前年度の指摘事項を中心に令和 6 年度の重点事項として 10 項目の事項に積極的に取り組んでおり、指定管理者の改善に対する意識の高さがうかがえる。

大型の音楽イベント「頂」は、今年度が最後の開催ということで収入面での影響は大きいと思われる。年間の利用者数もその分減少すると思うが、あまり気にする必要はないかと思う。むしろ特別なイベントで利用者数を伸ばすということではなく、公園の本来の目的に立ち回りイベントの有無に関係なく日常生活の一部として訪れる地元の常連客を増やしていくことが重要だと考える。

● 改善事項

昨年度は改善事項として「ビオトープ池の有効活用」と「利用者の震災に対する不安の払しょく」の 2 点を挙げさせていただいた。

「ビオトープ池の有効活用」については、池周辺の雑草除去や伐採、案内板の設置、観察ポイントごとのゾーニングによる整備などにより対応が図られており、このエリアの魅力が利用者に伝わりやすくなったと感じる。野鳥の種類・特性・観察ポイントなどの情報提供を案内板やチラシ、SNS で行い、ビオトープでの野鳥観察を公園の目玉の一つとしてアピールし新たなファン層を獲得してほしい。

「利用者の震災に対する不安の払しょく」については、避難場所である命山の誘導看板設置や地震時の園内アナウンスの定文化が行われていたが、初めての利用者には命山の存在が十分に周知されているかは疑問である。昨年は、1 月 1 日に発生した能登半島地震に続き、8 月 8 日には南海トラフ地震臨時情報が発表され地震に対する警戒心は一層高まっている。この課題については今後も継続して対応することが望まれる。

今年度は、改善事項として「親子連れが楽しめる環境整備」と「人と飼い犬の共存」の 2 点をあげる。

詳細は後述するが、アンケート調査の結果から子供を遊ばせることができる遊具の充実とペット連れの飼い主のマナー向上は、利用者に気持ちよく過ごしていただくための重要な課題と考える。

● 機能別の評価

A 花や緑に親しむ機会の提供

〔9段階評価〕 A⁺ **A** A⁻ B⁺ B B⁻ C⁺ C C⁻

以前から利用者アンケートで「樹木・花に名前を付けてほしい」との要望が多かったが、この点については大幅な改善が行われた。入口からエリアごとに順次、樹木への名札付けを開始した。QRコードなどを付けSNSに連動してより詳しい解説が見られれば楽しみ方も増えてくる。花や緑に親しむ機会が増えることで、公園が学びの場としての機能を持つことが期待される。

また、たねダンゴ大作戦、花壇コンクール、チューリップの植栽、パンジー・ビオラの種まき、コンテナガーデンなど1年を通して花と触れ合う機会が多く設けられていることは評価したい。ひまわりの植栽も客足の落ちる夏場の目玉として今後に期待したい。

整備が進んでいるビオトープ池周辺は大きなポテンシャルを感じるので、ゆっくりと野鳥観察ができる雰囲気づくりと野鳥の種類や行動特性など野鳥観察の初心者がわかりやすい情報提供を行い、利用者に野鳥に興味を持ってもらうきっかけとなるような仕掛けをお願いしたい。

アサギマダラはその存在が浸透しつつあるが、より一層のPRを行い吉田公園のシンボルとして定着させてほしい。

B 地域住民の利用促進

〔9段階評価〕 A⁺ **A** A⁻ B⁺ B B⁻ C⁺ C C⁻

公園の利用促進に関しては、ある程度広域な地域をターゲットとしたイベント中心の誘客と近隣の地域住民をターゲットとした日常的な賑わいづくりの二つの側面から戦略を考えていただきたい。目標設定もイベント時の利用者数とイベントのない平時（日常）の利用者数を分けて評価したほうがよいと思う。

イベントに関しては、チューリップまつり、ハッピーハロウィン、お月見コンサートなど魅力のある企画が多いので出来るだけ広域にPRし、吉田公園を知ってもらうきっかけとしてほしい。

近隣住民に関しては、現在の利用状況を踏まえるとウォーキングや犬の散歩、子供たちの遊び場などの用途がメインと感じる。これらのターゲットは、それぞれ求めるものが異なるためターゲットごとのニーズをアンケート調査などにより分析し対応していく必要がある。

特に注意すべき点は、ペット連れとそれ以外の利用者の共存についてだと感じる。犬の糞や長い犬用リードで走り回る犬を不快に感じる利用者もいるようで、飼い主へのマナーの呼びかけやドックランなどある程度のゾーニングが必要になるかもしれない。

C 地域との連携・協働

〔9段階評価〕 A⁺ A **A⁻** B⁺ B B⁻ C⁺ C C⁻

ボランティアの参加は、上半期245人と目標の200人を上回っているが、昨年の上半期実績（319人）と比較すると70人ほど減っている。登録者も36人と毎年2名程度減少している。

「新しいスタイルの県民参加の公園運営」という当公園の設置目的からするとボランティアの参加減少は公園運営の重大な課題である。

昨年も報告書に記載したが、SNSでの活動内容や募集のPR、若い人や親子で参加しやすいオープンな雰囲気づくりなどボランティアの登録者数を増やす試みを期待したい。

遠足等の利用は、幼稚園・中学校・福祉施設・一般団体と幅広い団体が利用している。特別支援学校の作業学習や地元中学校の職業体験学習なども積極的に行われ、地域との連携はよく図られている。

D 利用者ニーズを踏まえたサービスの提供

[9段階評価] A⁺ A A⁻ **B⁺** B B⁻ C⁺ C C⁻

アンケート調査の結果から読み取れる利用者ニーズは、「子供が遊べる遊具の充実」と「喫茶の充実」が挙げられていた。

一般的に他の公園の平日の利用者は未就学児を連れた母親が多い。子供を遊具で遊ばせて、母親同士が会話をを楽しむ交流の場として公園は利用されている。吉田公園のちびっこ広場の遊具は、メインのすべり台も老朽化が進み一部使用ができずロープが張られている。遊具の数も少なく、特に幼児が遊べる遊具がないのは公園として致命的である。アンケートでも幼児用を中心に遊具の充実を望む声が圧倒的に多い。老朽化した遊具は危険でもあるので県としてぜひ、遊具の増設・リニューアルのための予算をお願いしたい。

水遊び場が使われていない状態は、いまだ続いており見た目も不衛生で公園の雰囲気を損なっている。衛生上の問題で水遊び場として使うのが無理なようであれば整備しなおして休憩スペースとして活用したり、花壇化するなど何か別の用途を考えたほうがよい。

喫茶に関しては、7月に公園カフェとして新たに「プルメリア」がオープンした。土・日・祝日のみの営業だが採算性を考えるとやむを得ない。低料金で気軽に楽しめるメニューで好評のようである。目立たない場所にあるので利用者への周知を徹底したい。テイクアウトも開始し利便性は向上しているが、客席が少ないのでオープンカフェなども検討されたい。

E 公園の魅力の広報

[9段階評価] A⁺ A **A⁻** B⁺ B B⁻ C⁺ C C⁻

テレビ・新聞等の掲載件数はやや少なく感じるが、Instagramのフォロワー数は増加している。SNSの活用は広報の手段としては主流となっているので引き続き力を入れてほしい。フォロワー数を増やすことは重要だが、来園していただくことが最終の目的なのでアクセスデータの分析で、こちらの狙ってるターゲット層に情報が的確に届いているのかを検証する必要がある。公園に対する需要にマッチしたハッシュタグのつけ方の工夫やフォロワーのコメントに対するコメント返しにも気を配りたい。また、投稿の回数が上半期に比較してやや少なくなっている。Instagramは、こまめに投稿しないと観られなくなることが多いので週に2回程度は投稿したい。投稿内容は、公園のイベントや花の開花の情報、アサギマダラ、野鳥の様子など充実しており公園の魅力を十分に伝える内容となっているので、できるだけ多くの人に見てもらい誘客につなげていきたい。

SNSを利用しない高齢者等も平日の誘客の重要なターゲットなので、チラシ・ポスター等の紙ベースでのPRも併用してほしい。

F 収益向上への取組

〔9段階評価〕 A⁺ **A** A⁻ B⁺ B B⁻ C⁺ C C⁻

上半期には「めだかフェス」「部品交換会」と新規イベント2件の誘致に成功し収益向上が図られた。ただ、大型音楽フェス「頂」の開催が今年度で最後となるようで施設使用料の減収が懸念される。大型ではなくても吉田公園の自然環境をいかした吉田公園ならではのイベントが数多く誘致されることを期待したい。

自動販売機は、大きな収入源であるとともにカフェを営業していない平日の飲食提供を補う重要なアイテムでもあるので、今後も充実することが望まれる。

人件費や物価の上昇はさらに加速しつつあり大幅なコスト増となっている。公園設置者の県におかれては、指定管理料の見直しについて十分な配慮を願いたい。

G 安全・安心で快適な施設の提供

〔9段階評価〕 A⁺ **A** A⁻ B⁺ B B⁻ C⁺ C C⁻

やすらぎの庭やビオトープ周辺の伐採や剪定により、見通しもよくなり日差しも取り込まれ近寄り難い雰囲気も解消され安心感も増している。

ハチやクモなどの害虫駆除も行い、子供たちが安心して遊べる環境づくりも進めている。

コイヘルペスの影響で池のコイが全滅状態となったが、新たに導入するようである。衛生管理には十分配慮をお願いしたい。

昨年8月に南海トラフ地震臨時情報が発表され災害に対する危機感はさらに増している。避難看板の設置により、利用者に対し避難場所の周知を図っているが、津波に対する命山の有効性など利用者が安心できる情報提供に努められたい。

吉田公園の概要

1 概要

(1) 公園の概要

- ・所在地 榛原郡吉田町川尻4036-2（大井川河口右岸）
- ・連絡先 吉田公園管理事務所 TEL 0548-33-1420
- ・供用開始 一部供用開始（平成13年8月1日、8.58ha）
全面供用開始（平成14年4月1日、14.3ha（県有地））
- ・設置目的 自然に親しみながら、レクリエーションや憩いの場として、高齢者、身障者、子どもたちが安心して利用できる公園を目指す。
NPO法人との協働による新しいスタイルの県民参加の公園運営を目指す。

(2) 沿革

時 期	内 容
昭和51年 4月 6日	榛南広域都市公園として「吉田公園」を都市計画決定（一般公園） 全体計画面積 31.5ha
昭和56年 4月 3日	一般公園を総合公園に変更
平成13年 4月21日	2001年しずおか緑・花・祭 開催 （～5月27日 37日間）
平成13年 8月 1日	一部供用開始 8.58ha
平成14年 4月 1日	全面供用開始 14.3 ha
平成18年 4月 1日	指定管理者制度導入（特定非営利活動法人しずかちゃん） 現在は第4期（R3年4月 ～R8年3月）

(3) 施設の概要

名 称	内 容
ヒーリングコア （管理棟）	事務室、軽食室、自由工房、多目的ホール、トイレ（車椅子対応） 研修室（有料 2,150円/日）
芝生広場	様々なスポーツや遊びができる多目的広場。約15,000㎡ 中央の芝生広場にチューリップ花壇、県民参加コンクール花壇を整備
ビオトープ池	大井川周辺の自然を再現
やすらぎの庭	車椅子で草花を植えられる高床式花壇（レイズドベッド）、車椅子対応 テーブルなどを設置
駐車場	第1駐車場（普通車195台、うち身障者用5台）、第2駐車場（普通車28台、 バス3台）、第3駐車場（普通車24台）
その他	大滝、小滝、展望台、ちびっこ広場、香りの庭、屋外トイレほか

2 管理運営

(1) 管理体制

指定管理者	特定非営利活動法人しずかちゃん （4期目：指定期間 R3.4.1～R8.3.31 5年間）
組織体制	正会員 24人、賛助会員 26団体、理事 10人（理事長含む） 事務局〔理事長、事務局長、管理課長、企画課長、事務員〕＋作業員（常駐）7人 ・ボランティア登録数 31人（R7.4.1時点）

(2) 施設の供用

有料公園施設	供用日	供用時間
研修室 (ヒーリングコア内)	12/29～1/3以外利用可能	9時～21時

(3) 施設の使用料

有料公園施設	使用料				
ヒーリングコア研修室	9時～12時	13時～17時	9時～17時	17時～19時	19時～21時
	930円	1,200円	2,150円	610円	610円

(4) 供用時間外の管理

公園施設	閉鎖時間	備 考
ヒーリングコア	21時～翌8時頃	機械による防犯警備
駐車場	第1 17時～翌8時頃 第2、第3 閉鎖なし	
園地ほか	閉鎖なし	

(5) 事業運営

公園の利活用を進めるため、指定管理者により、一般県民を対象に、公園や園芸、花緑に親しむイベントやプログラムを実施している。

令和4年度は、キジョランやフジバカマを植生し、アサギマダラ（蝶）が渡来する環境を整えて、来園者に楽しんでいただけるよう園内を整備した。また休憩用のベンチを増やし、高木の剪定による景観整備にも取り組んでいる。

＜令和7年度の主なイベント予定＞

名 称	概 要
緑花大学講座	ガーデニング、花アレンジメント、絵手紙、ノルディックなど地域の生涯学習の拠点として約20講座を開講している。
花壇コンクール	参加者を募集し、毎回設定する「テーマ」に沿った花壇づくりを目指す。
お月見コンサート	公園の環境を生かして、音楽の演奏を楽しむ。
オータムフェスタ	仮装参加や音楽イベントなどのハロウィンパレードやかかしづくり体験を実施する。

3 公園整備事業費

(単位：千円)

年 度	公園整備事業費	内 容
8～10年度	562,000	基本、実施設計作成等
11年度	1,361,000	会場基盤整備等
12年度	330,000	ヒーリングコア建築、園路工事等
13年度	69,000	イベント後の再整備（芝生植栽等）
合 計	2,322,000	

4 課題

- (1) 老朽化した施設、設備の長寿命化、球根等植栽資材の価格高騰
- (2) アクセス方法の検討

月別 吉田公園利用者数 推移 (単位：人)													年計
年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
13					1,293	1,482	1,224	1,986	990	780	834	1,494	10,083
14	3,729	2,778	1,263	1,227	684	1,404	2,673	2,346	1,176	1,962	1,776	2,430	23,448
15	3,606	5,679	3,684	2,334	2,040	2,616	3,465	4,566	2,016	2,337	2,490	3,315	38,148
16	16,137	3,918	3,262	2,550	2,595	3,108	3,946	6,437	2,601	2,058	2,148	2,604	51,364
17	23,890	6,431	3,000	2,364	2,037	3,773	3,663	5,233	1,581	2,526	2,612	3,669	60,779
18	20,440	7,575	5,557	4,250	3,555	5,676	7,449	5,772	2,972	3,796	4,454	5,766	77,262
19	73,233	8,065	4,815	9,496	2,689	5,983	6,644	7,109	4,016	3,880	4,251	13,453	143,634
20	62,758	8,915	4,794	10,168	3,856	5,205	9,084	6,880	4,608	4,000	5,603	7,174	133,045
21	102,988	8,909	5,362	4,277	5,663	8,615	9,106	14,899	4,463	4,812	4,751	10,430	184,275
22	84,553	12,634	5,357	4,398	3,223	5,589	17,800	21,371	4,426	4,440	4,494	6,846	175,131
23	78,982	10,469	17,145	4,150	5,829	7,122	52,726	6,258	3,825	4,205	4,279	5,648	200,638
24	92,593	11,028	19,428	4,324	3,447	12,261	43,704	6,025	3,325	4,630	4,569	7,521	212,855
25	85,060	10,106	19,408	3,727	2,616	26,488	21,680	5,633	3,449	4,097	4,323	24,707	211,294
26	57,728	10,284	20,987	3,715	3,440	31,700	36,249	5,449	3,374	4,372	4,324	41,810	223,432
27	37,834	10,540	17,459	3,782	2,875	6,726	42,485	19,519	3,681	4,428	4,853	54,214	208,396
28	44,137	9,343	21,789	4,005	3,847	4,871	58,525	5,389	4,332	5,070	4,827	29,107	195,242
29	44,245	8,311	20,808	3,644	6,289	9,913	23,658	5,889	4,059	4,934	10,603	63,425	205,778
30	64,696	8,862	20,719	4,189	3,218	5,651	45,035	7,854	4,593	5,326	5,542	30,930	206,615
31	53,914	9,248	22,686	9,614	3,323	8,377	42,882	7,207	4,687	4,528	6,058	13,798	186,322
R2	7,840	3,570	5,279	4,425	4,329	5,473	7,547	9,031	5,554	5,467	7,765	48,445	114,725
R3	12,323	9,450	5,467	3,905	3,832	7,482	15,850	7,691	4,551	5,934	5,387	53,636	135,508
R4	11,923	8,296	15,239	3,583	3,566	4,633	14,468	7,113	4,936	6,537	6,352	39,521	126,167
R5	42,924	7,585	5,654	5,396	3,497	5,528	18,615	7,455	5,058	5,372	5,787	49,255	162,126
R6	19,974	8,504	17,236	3,766	2,932	4,415	31,098	6,527	4,746	5,041	5,652	48,789	158,680
R7	43,287	7,869	4,675	3,238									59,069

☆平成13年8月1日開園

☆平成18年度以降、10時、13時半、15時の調査のうち、最多駐車台数に3を乗じた数値を入園者数として算出している。

☆平成16年度以降、行事等で来園者数をカウントした場合はその数を採用することとした。

月別 吉田公園ヒーリングコア研修室利用者数 推移

(単位：人)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年計
13					105	300	98	112	192	40	60	100	1,007
14	90	160	65	140	78	262	380	139	151	129	72	124	1,790
15	802	402	254	242	185	311	384	264	284	292	187	155	3,762
16	706	364	225	202	346	308	259	225	197	230	439	191	3,692
17	1,116	610	505	405	436	825	875	571	396	695	942	285	7,661
18	492	425	351	338	276	453	797	404	323	229	757	300	5,145
19	13,921	421	296	370	222	812	286	341	312	325	275	1645	19,226
20	11,570	722	475	435	406	649	408	400	395	458	381	343	16,642
21	19,200	353	353	353	268	453	653	329	294	399	345	312	23,312
22	12,506	345	372	319	251	337	607	344	310	385	298	301	16,375
23	14,291	283	326	276	148	333	263	329	288	351	298	474	17,660
24	15,529	2,113	431	258	255	321	378	306	304	349	672	288	21,204
25	2,107	270	350	305	302	373	371	299	280	443	336	270	5,706
26	234	236	296	289	256	302	291	292	254	280	241	257	3,228
27	229	233	278	238	289	250	262	241	234	252	271	249	3,026
28	296	258	339	402	247	395	347	337	342	348	330	378	4,019
29	298	304	336	338	302	285	523	390	273	290	323	339	4,001
30	342	414	479	403	302	446	512	333	354	343	361	357	4,646
31	254	358	288	372	294	393	505	469	365	460	315	26	4,099
R2	49	0	242	261	283	316	260	250	226	244	232	250	2,613
R3	343	265	259	278	169	12	282	293	255	240	12	147	2,555
R4	331	255	275	265	212	265	265	275	259	187	249	260	3,098
R5	251	261	267	244	194	335	242	267	217	182	198	211	2,869
R6	190	175	196	184	139	190	190	176	193	161	175	175	2,144
R7	189	177	177	187									730

ヒーリングコア 利用日数

(集計は１７年度から、上段：月別利用日数、下段：累計利用日数)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
17	18	15	17	14	17	19	18	18	15	16	16	12
	18	33	50	64	81	100	118	136	151	167	183	195
18	15	20	16	14	12	15	16	15	12	10	15	13
	15	35	51	65	77	92	108	123	135	145	160	173
19	23	13	14	16	11	14	13	14	15	13	12	17
	23	36	50	66	77	91	104	118	133	146	158	175
20	22	19	17	17	15	18	16	18	16	17	16	14
	22	41	58	75	90	108	124	142	158	175	191	205
21	21	14	14	15	12	16	16	14	13	16	15	16
	21	35	49	64	76	92	108	122	135	151	166	182
22	21	14	14	15	12	18	18	18	18	17	16	18
	21	35	49	64	76	94	112	130	148	165	181	199
23	24	16	17	15	8	18	13	17	15	15	16	17
	24	40	57	72	80	98	111	128	143	158	174	191
24	25	21	18	15	14	18	21	19	19	19	21	16
	25	46	64	79	93	111	132	151	170	189	210	226
25	17	20	21	21	22	23	22	23	22	24	22	20
	17	37	58	79	101	124	146	169	191	215	237	257
26	20	20	24	23	21	22	23	24	23	22	21	22
	20	40	64	87	108	130	153	177	200	222	243	265
27	22	26	26	22	24	24	25	28	27	27	28	29
	22	48	74	96	120	144	169	197	224	251	279	308
28	19	25	25	22	18	19	21	23	19	16	20	17
	19	44	69	91	109	128	149	172	191	207	227	244
29	13	18	17	16	19	15	21	20	17	16	18	21
	13	31	48	64	83	98	119	139	156	172	190	211
30	18	25	25	21	22	21	23	20	19	19	20	22
	18	43	68	89	111	132	155	175	194	213	233	255
31	14	20	17	18	17	20	21	20	20	19	18	2
	14	34	51	69	86	106	127	147	167	186	204	206
R2	3	0	14	18	19	19	18	16	16	16	14	15
	3	3	17	35	54	73	91	107	123	139	153	168
R3	22	19	18	19	11	2	18	18	16	11	2	11
	22	41	59	78	89	91	109	127	143	154	156	167
R4	16	13	15	14	14	13	14	16	14	9	15	14
	16	29	44	58	72	85	99	115	129	138	153	167
R5	14	14	15	14	12	16	13	15	12	11	13	15
	14	28	43	57	69	85	98	113	125	136	149	164
R6	14	11	13	14	12	13	13	12	14	12	13	11
	14	25	38	52	64	77	90	102	116	128	141	152
R7	11	12	13	14								
	11	23	36	50	50	50	50	50	50	50	50	50

都市公園利用料金収入の推移

年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	備考
R3	有料施設使用料	5,460	3,330	3,330	3,330	3,330	2,400	4,260	4,260	3,330	2,130	2,400	4,260	41,820	
	行為許可可使用料	19,800	12,080	10,320	2,640	0	4,800	85,520	61,280	2,400	0	2,400	181,640	382,880	
	設置占用許可可使用料	248,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	248,400	
	計	273,660	15,410	13,650	5,970	3,330	7,200	89,780	65,540	5,730	2,130	4,800	185,900	673,100	
R4	有料施設使用料	5,480	3,330	3,330	7,630	2,400	3,330	3,330	3,330	3,330	2,130	3,330	4,530	45,480	
	行為許可可使用料	18,680	2,760	3,120	3,054,120	240	3,000	18,200	4,800	155,240	240	240	46,520	3,307,160	
	設置占用許可可使用料	246,240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	246,240	
	計	270,400	6,090	6,450	3,061,750	2,640	6,330	21,530	8,130	158,570	2,370	3,570	51,050	3,598,880	
R5	有料施設使用料	3,330	3,330	3,330	3,330	2,400	5,480	3,330	4,260	3,330	2,130	3,330	5,750	43,330	
	行為許可可使用料	26,400	2,880	706,240	240	240	3,760	135,040	109,040	2,400	0	2,400	78,120	1,066,760	
	設置占用許可可使用料	246,240	7,920	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	254,160	
	計	275,970	14,130	709,570	3,570	2,640	9,240	138,370	113,300	5,730	2,130	5,730	83,870	1,364,250	
R6	有料施設使用料	4,530	3,330	5,750	4,530	2,400	3,330	3,330	6,700	4,530	2,400	3,330	3,330	47,490	
	行為許可可使用料	12,880	19,800	3,451,360	35,040	4,800	5,040	271,200	125,120	40	2,400	240	85,480	4,013,400	
	設置占用許可可使用料	254,880	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	254,880	
	計	272,290	23,130	3,457,110	39,570	7,200	8,370	274,530	131,820	4,570	4,800	3,570	88,810	4,315,770	

※ 一部供用開始（8.58ha）：平成13年8月1日 全面供用開始（14.3ha）：平成14年4月1日

ヒーリングコア研修室使用料：午前（9～12時）930円、午後（13～17時）1,200円、昼間（9～17時）2,150円、臨時延長《夜間》（17～19時）610円、（19～21時）610円

吉田公園 収支実績

区分			収支状況(千円)			
			R3年度	4年度	5年度	6年度
収入	利用 料金 金	ヒーリングコア研修室	41	45	43	47
		行為の許可	383	3,307	1,067	4,013
	利用料金計(c)		424	3,352	1,110	4,060
	県指定管理料		58,500	59,340	58,517	60,503
	その他収入		1,646	404	983	1,098
収入計(A)			60,570	63,096	60,610	65,661
支出	人件費		24,932	25,923	26,785	27,000
	企画運営費		8,436	149	63	58
	総務・維持管理費		25,720	35,546	34,436	33,549
	県への納入金(c)×10%		42	335	111	406
	その他支出		0	0	0	0
支出計(B)			61,843	64,418	63,725	63,840
収支差(A)-(B)			-1,273	-1,322	-3,115	1,821

光熱水費実績

区分	金額(円)			
	R3年度	4年度	5年度	6年度
電気	2,992,354	3,414,936	2,535,180	2,567,344
上水	644,969	539,060	509,094	522,153
下水	348,095	232,056	200,959	238,529
ガス	4,068	8,549	3,849	2,640

空調設備リース料金実績(3台)

設置場所	金額(円)			
	R3年度	4年度	5年度	6年度
研修室	195,360	225,390	246,840	246,840
自由工房	107,712	107,712	107,712	107,712
事務室	79,200	79,200	79,200	79,200

9月分から変更

小規模修繕実績(1件30万未満の修繕)

年度	金額(円)	件数(主な内容)
R3年度	1,902,305	38件(自動給水ユニット修繕工事、藤棚修復工事)
4年度	3,289,270	39件(芝生目土、芝生広場C・散水設備修理(仮設))
5年度	2,810,155	38件(支障木剪定作業、温室側面ビニール修理)
6年度	1,827,140	22件(樹木枝伐採・処理、事務室内照明LED化工事)

吉田公園 貸付備品一覧

No.	物品番号	品 名	規格・型番	数量	取得価格(円)	取得日	設置場所
1	05 007451	自走式芝刈り機	GR532	1	160,650	H18.3.6	倉庫
2	05 007491	ステンレス調理台		1	450,000	H18.3.6	工房
3	22 001285	乗用芝刈機	クボタ GZD15-3HD(J)	1	1,296,900	R4.7.26	倉庫
4	15 002967	物置	ND-3622	1	276,102	H28.1.18	園内
5	16 004721	冷蔵庫	三菱 MR-CX37A BR	1	121,284	H29.3.16	工房
6	17 001178	太陽電池長波時計	シチズン CL72-BCAKTT-X	1	243,000	H29.10.4	園内
7	17 001179	太陽電池時計制御部	シチズン CL-210E	1	96,120	H29.10.4	園内
8	17 003244	軽自動四輪車	スズキ キャリィ	1	982,800	H30.1.26	倉庫
9	18 001573	太陽電池長波時計	シチズン SL72-BCAKTT-X	1	372,600	H30.11.22	園内
10	18 001574	太陽電池時計制御部	シチズン SL-210E	1	120,960	H30.11.22	園内
11	19 000230	耕耘機	ホンダ パンチF503	1	113,400	R1.5.10	倉庫
12	19 000231	耕耘機移動用タイヤ	ホンダ 移動用タイヤEX	1	12,420	R1.5.10	倉庫
13	19 000479	乗用草刈機	キャニコム HeyMASAO	1	846,000	R1.6.10	倉庫
14	19 003588	ポータブルインバータ発電機	IEG1600MY/M	1	118,800	R1.12.20	倉庫
15	20 001910	可搬式消防ポンプ式	FT300M	1	990,000	R2.8.7	倉庫
16	23 002003	芝刈機	カーツ(株)LM5360HXA	1	159,280	R5.10.21	倉庫
17	23 002004	芝刈機	カーツ(株)LM5360HXA	1	159,280	R5.10.21	倉庫
			計	17	6,519,596		

吉田公園 貸付消耗品一覧

No.	物品番号	品 名	規格・型番	数量	取得価格(円)	取得日	設置場所
1	01	009116	テーブル	1	38,850	H13.12.25	ホール
2	01	009117	テーブル	1	45,150	H13.12.25	研修室
3	01	009118	テーブル	1	45,150	H13.12.25	研修室
4	01	009119	テーブル	1	45,150	H13.12.25	研修室
5	01	009120	テーブル	1	45,150	H13.12.25	研修室
6	01	009121	テーブル	1	45,150	H13.12.25	研修室
7	01	009122	テーブル	1	45,150	H13.12.25	研修室
8	01	009123	テーブル	1	45,150	H13.12.25	研修室
9	01	009124	テーブル	1	45,150	H13.12.25	研修室
10	01	009125	テーブル	1	45,150	H13.12.25	研修室
11	01	009126	テーブル	1	45,150	H13.12.25	研修室
12	01	009127	書類収納庫	1	32,550	H13.12.25	事務室
13	01	009128	書類収納庫	1	32,550	H13.12.25	洗面室
14	01	009129	除草用機器 ヘッジトリマー	1	55,650	H13.12.25	倉庫
15	05	007456	テーブル CRT-450L	1	30,000	H18.3.6	ホール
16	05	007457	テーブル CRT-450L	1	30,000	H18.3.6	ホール
17	05	007458	テーブル CRT-450L	1	30,000	H18.3.6	ホール
18	05	007461	テーブル CRT-450L	1	30,000	H18.3.6	ホール
19	05	007466	テーブル CRT-450L	1	30,000	H18.3.6	ホール
20	05	007467	テーブル CRT-450L	1	30,000	H18.3.6	ホール
21	05	007469	テーブル 幕板付 CRT-450LB	1	32,000	H18.3.6	研修室
22	05	007470	アイスタック台車	1	30,000	H18.3.6	倉庫
23	05	007471	スチール棚大型ラック 3列10段	1	30,000	H18.3.6	管理棟入口
24	05	007475	スチール棚 HAK-0618MS	1	75,000	H18.3.6	洗面室
25	05	007476	打合せ用デスク	1	30,000	H18.3.6	事務室
26	05	007477	小型冷蔵庫	1	30,000	H18.3.6	事務室
27	05	007479	事務椅子	1	35,000	H18.3.6	事務室
28	05	007480	事務椅子	1	31,000	H18.3.6	事務室

No.	物品番号	品 名	規格・型番	数量	取得価格(円)	取得日	設置場所	
29	05	007481	事務椅子	1	31,000	H18.3.6	事務室	
30	05	007482	両そで机	1	42,000	H18.3.6	事務室	
31	05	007483	片そで机	1	35,000	H18.3.6	事務室	
32	05	007484	片そで机	1	35,000	H18.3.6	事務室	
33	21	01	書庫	1	72,660	R4.3.3	事務室	
34	21	02	書庫ベース	1	8,800	R4.3.4	事務室	
35	05	007486	収納庫	1	31,000	H18.3.6	倉庫	
36	05	007488	ロッカー	KL-37	1	35,000	H18.3.6	更衣室
37	05	007489	スチール棚大	ERR-176460-T	1	45,000	H18.3.6	事務室
38	05	007490	スチール棚小	ERR-174460-T	1	30,000	H18.3.6	更衣室
39	05	007487	スチール棚小	ERR-174460-T	1	30,000	H18.3.6	研修室倉庫
40	11	011762	テーブル	CRN2-450L	1	54,600	H23.10.13	研修室
41	11	011763	テーブル	CRN2-450L	1	54,600	H23.10.13	研修室
42	11	011764	テーブル	CRN2-450L	1	54,600	H23.10.13	研修室
43	11	011765	テーブル	CRN2-450L	1	54,600	H23.10.13	研修室
44	11	011766	テーブル	CRN2-450L	1	54,600	H23.10.13	研修室
45	11	011767	テーブル	CRN2-450L	1	54,600	H23.10.13	研修室
46	13	01	車椅子	ECO-201B	1	16,800	H25.11.7	管理棟入口
47	13	02	車椅子	ECO-201B	1	16,800	H25.11.7	管理棟入口
48	13	03	車椅子	ECO-201B	1	16,800	H25.11.7	管理棟入口
49	13	04	車椅子	ECO-201B	1	16,800	H25.11.7	管理棟入口
50	13	05	車椅子	ECO-201B	1	16,800	H25.11.7	管理棟入口
51	14	01	ローパーテーション	SPX-1809B	1	24,219	H27.2.27	ホール
52	14	02	ローパーテーション	SPX-1810B	1	24,219	H27.2.27	ホール
53	14	03	ローパーテーション	SPX-1811B	1	24,219	H27.2.27	ホール
54	14	04	ローパーテーション	SPX-1812B	1	24,219	H27.2.27	ホール
55	18	01	書類収納庫		1	28,380	H30.10.3	研修室
56	18	02	チェーンソー		1	49,980	H31.1.15	倉庫
57	19	01	土砂混入水用水中ポンプ	S-500N	1	36,960	R2.1.21	倉庫
58	19	02	エンジン刈払機	MEM302T	1	49,830	R2.1.21	倉庫
59	19	03	エンジン刈払機	MEM302T	1	49,830	R2.1.21	倉庫
				計	59	2,203,016		

静岡県都市公園懇話会規程

(設置)

第1条 県が設置した都市公園の運営に関する基本方針その他重要事項について審議するため、静岡県都市公園懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 懇話会は、前条に規定する目的を達成するため、次の事項を審議する。

- (1) 運営の基本方針に関すること。
- (2) 公園施設の充実及び整備に関すること。
- (3) 都市公園の利用促進に関すること。
- (4) 都市公園の管理運営事業についての評価に関すること。
- (5) その他この懇話会の目的達成に関すること。

(委員)

第3条 委員は、20人以内とし、次に掲げる者の内から交通基盤部長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 都市公園利用者
- (3) 交通基盤部長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(外部評価委員)

第5条 公園の管理運営事業に関して評価を行うため、懇話会に外部評価委員会を置く。

- 2 外部評価委員は、懇話会委員の中から、交通基盤部長が委嘱する。
- 3 交通基盤部長は、外部評価委員の中から1人を外部評価委員長に指名する。
- 4 外部評価委員長は、外部評価委員会を総理し、委員会の議長となる。
- 5 外部評価委員会は、外部評価委員長が召集する。
- 6 外部評価委員会は、毎年度、公園管理運営の評価の結果を懇話会に報告する。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 3 新たに必要が生じたため委嘱された委員の任期は、他の委員の任期満了の日までとする。
- 4 委員は、任期満了後も後任者の決定するまでは、その職務を行うものとする。

(懇話会)

第7条 懇話会は、会長が召集する。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、交通基盤部都市局公園緑地課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が委員に諮って定める。

附 則

1 この規程は昭和53年1月13日から実施する。

2 静岡県草薙総合運動場運営委員会規程（昭和49年5月15日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、昭和55年7月11日から実施する。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、昭和63年11月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成8年9月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成12年1月4日から実施する。

附 則

この規程は、平成16年7月20日から実施する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この規定は、平成22年4月1日から実施する。

静岡県都市公園条例及び静岡県都市公園条例施行規則について

標記については、静岡県ホームページから「静岡県例規集」にログインし、「第15編 都市住宅」を選択すると、「第3章 第4節 都市公園」に「静岡県都市公園条例」、「静岡県都市公園条例施行規則」がそれぞれあります。それらを選択していただくとご覧いただけます。

静岡県例規集URL：

<https://kra900.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJSrbLogin.jsf>

静岡県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 7 月 22 日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県条例第39号

静岡県都市公園条例の一部を改正する条例

静岡県都市公園条例（昭和38年静岡県条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 の 2 (イ)アの表入場料を徴収する場合の項利用料金の欄を次のように改める。

40,840円	40,840円	68,070円	47,640円	88,480円	115,710円	10,210円	15,880円
30,630円	30,630円	51,050円	35,730円	66,360円	86,780円	7,650円	11,910円
326,730円	326,730円	544,560円	381,190円	707,920円	925,750円	81,680円	127,060円

別表第 4 の 2 (イ)アの表入場料を徴収しない場合の項利用料金の欄を次のように改める。

16,330円	16,330円	27,230円	19,060円	35,390円	46,290円	4,080円	6,350円
12,250円	12,250円	20,420円	14,290円	26,540円	34,710円	3,060円	4,760円
32,670円	32,670円	54,460円	38,120円	70,790円	92,580円	8,160円	12,700円
10,890円	10,890円	18,150円	12,700円	23,590円	30,850円	2,720円	4,230円
8,160円	8,160円	13,610円	9,520円	17,680円	23,130円	2,040円	3,170円

別表第 4 の 2 (イ)イの表アマチュア野球に使用する場合の項利用料金の欄を次のように改める。

2,570円	3,850円	860円	1,280円
1,920円	2,880円	660円	960円

別表第 4 の 2 (イ)イの表アマチュア野球以外に使用する場合の項利用料金の欄を次のように改める。

10,280円	15,400円	3,440円	5,120円
---------	---------	--------	--------

別表第 4 の 2 (イ)ウの表入場料を徴収する場合の項利用料金の欄を次のように改める。

42,400円	42,400円	84,800円	59,360円	101,760円	144,160円	10,600円	19,780円
33,920円	33,920円	67,840円	47,480円	81,400円	115,320円	8,480円	15,820円
339,200円	339,200円	678,400円	474,880円	814,080円	1,153,280円	84,800円	158,290円

別表第 4 の 2 (イ)ウの表入場料を徴収しない場合の項利用料金の欄を次のように改める。

16,960円	16,960円	33,920円	23,740円	40,700円	57,660円	4,240円	7,910円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	--------

13,560円	13,560円	27,130円	18,990円	32,550円	46,120円	3,390円	6,330円
33,920円	33,920円	67,840円	47,480円	81,400円	115,320円	8,480円	15,820円
1人1回につき		160円	回数券		20回券	2,560円	
1人1回につき		80円	回数券		20回券	1,280円	

別表第4の2(1)エの表専用で使用する場合は項利用料金の欄を次のように改める。

5,620円	5,620円	11,240円	1,400円
4,490円	4,490円	8,990円	1,120円

別表第4の2(1)エの表中「80円」を「90円」に、「1,250円」を「1,440円」に改める。

別表第4の2(1)オの表入場料を徴収する場合は項利用料金の欄を次のように改める。

29,770円	29,770円	49,620円	34,730円	64,500円	84,350円	5,950円
23,810円	23,810円	39,690円	27,780円	51,590円	67,470円	4,760円
297,700円	297,700円	496,200円	347,340円	645,040円	843,540円	59,540円

別表第4の2(1)オの表入場料を徴収しない場合は項利用料金の欄を次のように改める。

11,910円	11,910円	19,850円	13,890円	25,800円	33,740円	2,380円
8,920円	8,920円	14,880円	10,410円	19,330円	25,290円	1,780円
29,770円	29,770円	49,620円	34,730円	64,500円	84,350円	5,950円

別表第4の2(1)カの表一般の項利用料金の欄を次のように改める。

990円	1,890円	1,890円	3,160円	1,320円	3,210円	4,480円	990円
------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------

別表第4の2(1)カの表生徒・児童の項利用料金の欄を次のように改める。

740円	1,420円	1,420円	2,370円	990円	2,410円	3,360円	740円
------	--------	--------	--------	------	--------	--------	------

別表第4の2(1)キ(7)の表入場料を徴収する場合は項利用料金の欄を次のように改める。

58,740円	58,740円	97,900円	68,530円	127,270円	166,430円	14,680円	22,840円
29,370円	29,370円	48,950円	34,260円	63,630円	83,210円	7,340円	11,420円
58,740円	58,740円	97,900円	68,530円	127,270円	166,430円	14,680円	22,840円
117,480円	117,480円	195,800円	137,060円	254,540円	332,860円	29,370円	45,680円

234,900円	234,900円	391,600円	274,120円	509,020円	665,720円	58,720円	91,370円
469,920円	469,920円	783,200円	548,240円	1,018,160円	1,331,440円	117,480円	182,740円

別表第4の2(イ)キ(7)の表入場料を徴収しない場合の項利用料金の欄を次のように改める。

23,490円	23,490円	39,160円	27,410円	50,900円	66,570円	5,870円	9,130円
11,740円	11,740円	19,580円	13,700円	25,440円	33,280円	2,930円	4,560円
58,740円	58,740円	97,900円	68,530円	127,270円	166,430円	14,680円	22,840円
29,370円	29,370円	48,950円	34,260円	63,630円	83,210円	7,340円	11,420円

別表第4の2(イ)キ(8)の表専用で使用する場合の項利用料金の欄を次のように改める。

6,820円	6,820円	11,370円	7,950円	14,770円	19,320円	1,700円	2,650円
3,410円	3,410円	5,680円	3,970円	7,380円	9,650円	850円	1,320円
6,820円	6,820円	11,370円	7,950円	14,770円	19,320円	1,700円	2,650円
13,650円	13,650円	22,750円	15,920円	29,570円	38,670円	3,410円	5,300円
27,300円	27,300円	45,500円	31,850円	59,150円	77,350円	6,820円	10,610円
54,600円	54,600円	91,000円	63,700円	118,300円	154,700円	13,650円	21,230円
2,730円	2,730円	4,550円	3,180円	5,910円	7,730円	680円	1,060円
1,360円	1,360円	2,270円	1,580円	2,940円	3,850円	340円	520円
6,820円	6,820円	11,370円	7,950円	14,770円	19,320円	1,700円	2,650円
3,410円	3,410円	5,680円	3,970円	7,380円	9,650円	850円	1,320円

別表第4の2(イ)キ(8)の表専用で使しない場合の項利用料金の欄を次のように改める。

1人1回につき	160円	回数券	20回券	2,560円
1人1回につき	80円	回数券	20回券	1,280円

別表第4の2(イ)クの表一般の項利用料金の欄を次のように改める。

1人1回につき	190円	回数券	12回券	1,900円
---------	------	-----	------	--------

別表第4の2(イ)ケの表専用で使用する場合の項利用料金の欄を次のように改める。

1時間につき	2,460円
--------	--------

1 時間につき	1, 840円
1 時間につき	6, 150円
1 時間につき	4, 610円

別表第 4 の 2 (1) ケの表専用で使用しない場合の項利用料金の欄を次のように改める。

1 回につき	240円
回数券12回券	2, 400円
1 回につき	160円
回数券12回券	1, 600円
1 回につき	420円
回数券12回券	4, 200円
1 回につき	290円
回数券12回券	2, 900円
1 人につき個人の所定料金 に10分の 7 を乗じて得た額	
1 人につき個人の所定料金 に10分の 5 を乗じて得た額	

別表第 4 の 2 (1) コの表アマチュアスポーツに使用する場合の項利用料金の欄を次のように改める。

1 時間につき	6, 210円
1 時間につき	4, 650円

別表第 4 の 2 (1) コの表アマチュアスポーツ以外に使用する場合の項利用料金の欄を次のように改める。

1 時間につき	15, 520円
---------	----------

別表第 4 の 2 (1) サ(7)の表照明設備の項利用料金の欄を次のように改める。

19, 200円
9, 570円
4, 760円
138, 930円
4, 440円

34,660円

別表第4の2(1)サ(7)の表スコアボードの項利用料金の欄を次のように改める。

7,000円

別表第4の2(1)サ(7)の表投球練習場の項利用料金の欄を次のように改める。

310円

別表第4の2(1)サ(8)の表電光表示盤の項利用料金の欄を次のように改める。

3,100円

別表第4の2(1)サ(8)の表照明設備の項利用料金の欄を次のように改める。

67,190円
33,590円
22,360円
5,080円
224,160円

別表第4の2(1)サ(8)の表照明設備の項利用料金の欄を次のように改める。

25,730円
12,840円
85,110円

別表第4の2(1)サ(8)の表照明設備の項利用料金の欄を次のように改める。

540円

別表第4の2(1)サ(8)の表電光表示盤の項利用料金の欄を次のように改める。

380円

別表第4の2(1)サ(8)の表照明設備の項利用料金の欄を次のように改める。

1,810円
1,710円
860円

420円
420円
210円
100円
18,510円
17,380円
8,660円
4,330円
4,330円
2,140円
1,070円
320円
160円
3,260円
1,600円

別表第４の２(イ)サ(㊦)の表冷暖房設備の項利用料金の欄を次のように改める。

13,580円
2,670円

別表第４の２(イ)サ(㊦)の表照明設備の項利用料金の欄を次のように改める。

620円

別表第４の２(イ)サ(㊦)の表照明設備の項利用料金の欄を次のように改める。

9,140円
4,540円
2,240円

1,070円
91,850円

別表第4の2(1)サ(㊦)の表放送設備の項利用料金の欄を次のように改める。

2,460円

別表第4の2(1)サ(㊦)の表報道用放送設備の項利用料金の欄を次のように改める。

2,460円

別表第4の2(2)アの表入場料を徴収する場合の項利用料金の欄を次のように改める。

29,770円	29,770円	49,620円	5,950円
22,410円	22,410円	37,350円	4,650円
297,700円	297,700円	496,200円	59,540円

別表第4の2(2)アの表入場料を徴収しない場合の項利用料金の欄を次のように改める。

11,910円	11,910円	19,850円	2,380円
8,920円	8,920円	14,880円	1,780円
29,770円	29,770円	49,620円	5,950円

別表第4の2(2)イの表電光表示盤の項利用料金の欄を次のように改める。

4,010円
1,970円

別表第4の2(2)イの表放送設備の項利用料金の欄を次のように改める。

2,460円

別表第4の2(3)アの表入場料を徴収する場合の項利用料金の欄を次のように改める。

37,630円	37,630円	62,720円	43,900円	81,530円	106,620円	9,400円	14,630円
30,100円	30,100円	50,170円	35,110円	65,210円	85,280円	7,520円	11,700円
301,050円	301,050円	501,760円	351,230円	652,280円	852,990円	75,260円	117,070円

別表第4の2(3)アの表入場料を徴収しない場合の項利用料金の欄を次のように改める。

15,050円	15,050円	25,090円	17,560円	32,610円	42,650円	3,760円	5,850円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	--------

11,280円	11,280円	18,810円	13,160円	24,440円	31,970円	2,820円	4,380円
30,100円	30,100円	50,180円	35,120円	65,220円	85,300円	7,520円	11,700円
10,030円	10,030円	16,720円	11,700円	21,730円	28,420円	2,500円	3,900円
7,520円	7,520円	12,540円	8,770円	16,290円	21,310円	1,880円	2,920円

別表第4の2(3)イの表入場料を徴収する場合の項利用料金の欄を次のように改める。

42,400円	42,400円	84,800円	59,360円	101,760円	144,160円	10,600円	19,780円
33,920円	33,920円	67,840円	47,480円	81,400円	115,320円	8,480円	15,820円
339,200円	339,200円	678,400円	474,880円	814,080円	1,153,280円	84,800円	158,290円

別表第4の2(3)イの表入場料を徴収しない場合の項利用料金の欄を次のように改める。

16,960円	16,960円	33,920円	23,740円	40,700円	57,660円	4,240円	7,910円
13,560円	13,560円	27,130円	18,990円	32,550円	46,120円	3,390円	6,330円
33,920円	33,920円	67,840円	47,480円	81,400円	115,320円	8,480円	15,820円
1人1回につき		160円	回数券		20回券	2,560円	
1人1回につき		80円	回数券		20回券	1,280円	

別表第4の2(3)ウの表専用で使用する場合の項利用料金の欄を次のように改める。

5,620円	5,620円	11,240円	1,400円
4,490円	4,490円	8,990円	1,120円

別表第4の2(3)ウの表中「80円」を「90円」に、「1,250円」を「1,440円」に改める。

別表第4の2(3)エ(7)の表照明設備の項利用料金の欄を次のように改める。

19,200円
9,570円
4,760円
138,930円

別表第4の2(3)エ(7)の表スコアボードの項利用料金の欄を次のように改める。

7,700円

別表第４の２(３)エ(㊦)の表投球練習場の項利用料金の欄を次のように改める。

310円

別表第４の２(３)エ(㊧)の表電光表示盤の項利用料金の欄を次のように改める。

3,100円

別表第４の２(３)エ(㊨)の表照明設備の項利用料金の欄を次のように改める。

44,770円
22,360円
11,120円
149,050円

別表第４の２(３)エ(㊩)の表放送設備の項利用料金の欄を次のように改める。

2,460円

別表第４の２(３)エ(㊪)の表報道用放送設備の項利用料金の欄を次のように改める。

2,460円

別表第４の２(５)アの表専用に使用する場合の項利用料金の欄を次のように改める。

33,030円	33,030円	66,070円	46,240円	79,270円	112,310円	8,250円	15,410円
46,960円	46,960円	93,920円	65,740円	112,700円	159,660円	11,740円	21,910円
62,550円	62,550円	125,100円	87,570円	150,120円	212,670円	15,630円	29,190円
110,750円	110,750円	221,500円	155,050円	265,800円	376,550円	27,680円	51,680円
16,510円	16,510円	33,030円	23,120円	39,630円	56,150円	4,120円	7,700円
23,480円	23,480円	46,960円	32,870円	56,350円	79,830円	5,870円	10,950円
31,270円	31,270円	62,550円	43,780円	75,050円	106,330円	7,810円	14,590円
55,370円	55,370円	110,750円	77,520円	132,890円	188,270円	13,840円	25,840円
66,060円	66,060円	132,140円	92,490円	158,550円	224,630円	16,510円	30,830円
93,920円	93,920円	187,840円	131,480円	225,400円	319,320円	23,480円	43,820円
125,100円	125,100円	250,200円	175,140円	300,240円	425,340円	31,270円	58,380円

221,500円	221,500円	443,000円	310,100円	531,600円	753,100円	55,370円	103,360円
----------	----------	----------	----------	----------	----------	---------	----------

別表第4の2(5)アの表専用で使しない場合の項中「200円」を「210円」に、「3,300円」を「3,360円」に改め、別表第4の2(5)アの表中「804,100円」を「886,000円」に改める。

別表第4の2(5)イの表専用で使用する場合の項利用料金の欄を次のように改める。

10,620円	10,620円	21,240円	14,860円	25,480円	36,100円	2,650円	4,950円
5,310円	5,310円	10,620円	7,430円	12,740円	18,050円	1,320円	2,470円

別表第4の2(5)イの表中「200円」を「210円」に、「3,300円」を「3,360円」に改める。

別表第4の2(5)ウの表専用で使用する場合の項利用料金の欄を次のように改める。

2,220円	2,220円	4,440円	550円
1,110円	1,110円	2,220円	270円

別表第4の2(5)ウの表中「200円」を「210円」に、「3,300円」を「3,360円」に改める。

別表第4の2(5)エの表一般の項利用料金の欄を次のように改める。

10,620円	10,620円	21,240円	14,860円	25,480円	36,100円	2,650円	4,950円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	--------

別表第4の2(5)エの表生徒・児童・幼児の項利用料金の欄を次のように改める。

5,310円	5,310円	10,620円	7,430円	12,740円	18,050円	1,320円	2,470円
--------	--------	---------	--------	---------	---------	--------	--------

別表第4の2(5)オの表一般の項利用料金の欄を次のように改める。

4,460円	4,460円	8,930円	1,110円
--------	--------	--------	--------

別表第4の2(5)オの表生徒・児童・幼児の項利用料金の欄を次のように改める。

2,230円	2,230円	4,460円	550円
--------	--------	--------	------

別表第4の2(5)カの表入場料を徴収する場合の項利用料金の欄を次のように改める。

77,280円	77,280円	128,800円	90,160円	167,440円	218,960円	19,320円	30,050円
38,640円	38,640円	64,400円	45,080円	83,720円	109,480円	9,660円	15,020円
77,280円	77,280円	128,800円	90,160円	167,440円	218,960円	19,320円	30,050円
154,560円	154,560円	257,600円	180,320円	334,880円	437,920円	38,640円	60,100円
309,120円	309,120円	515,200円	360,640円	669,760円	875,840円	77,280円	120,210円
618,240円	618,240円	1,030,400円	721,280円	1,339,520円	1,751,680円	154,560円	240,420円

別表第4の2(5)カの表入場料を徴収しない場合の項利用料金の欄を次のように改める。

30,910円	30,910円	51,520円	36,060円	66,970円	87,580円	7,720円	12,020円
15,450円	15,450円	25,760円	18,030円	33,480円	43,790円	3,860円	6,010円
77,280円	77,280円	128,800円	90,160円	167,440円	218,960円	19,320円	30,050円
38,640円	38,640円	64,400円	45,080円	83,720円	109,480円	9,660円	15,020円

別表第4の2(5)カの表備考の欄に次のように加える。

- 3 入場料を徴収してアマチュアスポーツ以外に使用する場合の利用料金の額は、当該使用に係る入場料の徴収総額に100分の5を乗じて得た額が利用料金の欄に掲げる額を超えるときは、当該徴収総額に100分の5を乗じて得た額とする。

別表第4の2(5)キの表一般の項利用料金の欄を次のように改める。

1人1回につき	440円	回数券	12回券	4,400円
---------	------	-----	------	--------

別表第4の2(5)キの表生徒・児童の項利用料金の欄を次のように改める。

1人1回につき	220円	回数券	12回券	2,200円
---------	------	-----	------	--------

別表第4の2(5)クの表専用に使用する場合の項利用料金の欄を次のように改める。

26,880円	26,880円	44,800円	31,360円	58,240円	76,160円	6,720円	10,450円
13,440円	13,440円	22,400円	15,680円	29,120円	38,080円	3,360円	5,220円
26,880円	26,880円	44,800円	31,360円	58,240円	76,160円	6,720円	10,450円
53,760円	53,760円	89,600円	62,720円	116,480円	152,320円	13,440円	20,900円
107,520円	107,520円	179,200円	125,440円	232,960円	304,640円	26,880円	41,810円
215,040円	215,040円	358,400円	250,880円	465,920円	609,280円	53,760円	83,620円
10,750円	10,750円	17,920円	12,540円	23,290円	30,460円	2,680円	4,180円
5,370円	5,370円	8,960円	6,270円	11,640円	15,230円	1,340円	2,090円
26,880円	26,880円	44,800円	31,360円	58,240円	76,160円	6,720円	10,450円
13,440円	13,440円	22,400円	15,680円	29,120円	38,080円	3,360円	5,220円

別表第4の2(5)クの表専用に使用しない場合の項中「200円」を「210円」に、「3,300円」を「3,360円」に改める。

別表第4の2(5)ケ(イ)の表大型映像装置の項利用料金の欄を次のように改める。

13,370円

別表第4の2(5)ケ(7)の表照明設備の項利用料金の欄を次のように改める。

67,190円
44,770円
22,360円
8,930円
224,160円
149,370円
74,680円
29,850円

別表第4の2(5)ケ(7)の表可動席の項利用料金の欄を次のように改める。

16,740円

別表第4の2(5)ケ(7)の表放送設備の項利用料金の欄を次のように改める。

8,930円

別表第4の2(5)ケ(7)の表控室1の項利用料金の欄を次のように改める。

260円

別表第4の2(5)ケ(7)の表控室2の項利用料金の欄を次のように改める。

260円

別表第4の2(5)ケ(7)の表控室3の項利用料金の欄を次のように改める。

540円

別表第4の2(5)ケ(7)の表大会運営室1Aの項利用料金の欄を次のように改める。

1,070円

別表第4の2(5)ケ(7)の表大会運営室1Bの項利用料金の欄を次のように改める。

540円

別表第4の2(5)ケ(7)の表大会運営室1Cの項利用料金の欄を次のように改める。

540円

別表第４の２(５)ケ(イ)の表大会運営室２Ａの項利用料金の欄を次のように改める。

540円

別表第４の２(５)ケ(イ)の表大会運営室２Ｂの項利用料金の欄を次のように改める。

540円

別表第４の２(５)ケ(イ)の表大会運営室２Ｃの項利用料金の欄を次のように改める。

260円

別表第４の２(５)ケ(イ)の表大会運営室３の項利用料金の欄を次のように改める。

430円

別表第４の２(５)ケ(イ)の表大会運営室４の項利用料金の欄を次のように改める。

430円

別表第４の２(５)ケ(イ)の表大会運営室５の項利用料金の欄を次のように改める。

1,070円

別表第４の２(５)ケ(イ)の表研修室１の項利用料金の欄を次のように改める。

430円

別表第４の２(５)ケ(イ)の表研修室２の項利用料金の欄を次のように改める。

260円

別表第４の２(５)ケ(イ)の表研修室３の項利用料金の欄を次のように改める。

430円

別表第４の２(５)ケ(イ)の表会議室１Ａの項利用料金の欄を次のように改める。

430円

別表第４の２(５)ケ(イ)の表会議室１Ｂの項利用料金の欄を次のように改める。

260円

別表第４の２(５)ケ(イ)の表会議室２の項利用料金の欄を次のように改める。

430円

別表第４の２(５)ケ(イ)の表会議室３の項利用料金の欄を次のように改める。

260円

別表第４の２(５)ケ(イ)の表会議室４の項利用料金の欄を次のように改める。

210円

別表第4の2(5)ケ(7)の表会議室5の項利用料金の欄を次のように改める。

430円

別表第4の2(5)ケ(7)の表会議室6の項利用料金の欄を次のように改める。

260円

別表第4の2(5)ケ(7)の表会議室7の項利用料金の欄を次のように改める。

260円

別表第4の2(5)ケ(7)の表選手更衣室1の項利用料金の欄を次のように改める。

1,920円

別表第4の2(5)ケ(7)の表選手更衣室2の項利用料金の欄を次のように改める。

1,920円

別表第4の2(5)ケ(7)の表選手更衣室3の項利用料金の欄を次のように改める。

1,920円

別表第4の2(5)ケ(7)の表選手更衣室4の項利用料金の欄を次のように改める。

1,920円

別表第4の2(5)ケ(7)の表更衣室1の項利用料金の欄を次のように改める。

540円

別表第4の2(5)ケ(7)の表更衣室2の項利用料金の欄を次のように改める。

540円

別表第4の2(5)ケ(7)の表更衣室3の項利用料金の欄を次のように改める。

540円

別表第4の2(5)ケ(7)の表更衣室4の項利用料金の欄を次のように改める。

880円

別表第4の2(5)ケ(7)の表予備室1の項利用料金の欄を次のように改める。

380円

別表第4の2(5)ケ(7)の表予備室2の項利用料金の欄を次のように改める。

380円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表予備室３の項利用料金の欄を次のように改める。

380円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表予備室４の項利用料金の欄を次のように改める。

380円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表予備室５の項利用料金の欄を次のように改める。

380円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表予備室６の項利用料金の欄を次のように改める。

210円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表予備室８の項利用料金の欄を次のように改める。

380円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表予備室９の項利用料金の欄を次のように改める。

210円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表インフォメーションの項利用料金の欄を次のように改める。

320円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表チケットブース１の項利用料金の欄を次のように改める。

320円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表チケットブース２の項利用料金の欄を次のように改める。

320円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表レセプションルームＡの項利用料金の欄を次のように改める。

6,040円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表レセプションルームＡ'の項利用料金の欄を次のように改める。

2,400円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表レセプションルームＢの項利用料金の欄を次のように改める。

1,490円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表特別観覧室Ａの項利用料金の欄を次のように改める。

2,080円

別表第４の２(５)ケ(ｱ)の表特別観覧室Ｂの項利用料金の欄を次のように改める。

2,080円

別表第4の2(5)ケ(7)の表特別観覧室Cの項利用料金の欄を次のように改める。

780円

別表第4の2(5)ケ(7)の表特別観覧室Dの項利用料金の欄を次のように改める。

2,080円

別表第4の2(5)ケ(4)の表照明設備の項利用料金の欄を次のように改める。

10,050円

別表第4の2(5)ケ(5)の表照明設備の項利用料金の欄を次のように改める。

6,680円

別表第4の2(5)ケ(6)の表大型映像装置の項利用料金の欄を次のように改める。

10,050円

別表第4の2(5)ケ(7)の表電光表示盤の項利用料金の欄を次のように改める。

380円

別表第4の2(5)ケ(8)の表照明設備の項利用料金の欄を次のように改める。

1,600円
260円
120円
50円
16,740円
2,720円
1,330円
540円

別表第4の2(5)ケ(9)の表冷暖房設備の項利用料金の欄を次のように改める。

22,360円

別表第4の2(5)ケ(10)の表可動席の項利用料金の欄を次のように改める。

32,200円

別表第４の２(５)ケ(イ)の表移動席の項利用料金の欄を次のように改める。

21,450円

別表第４の２(５)ケ(イ)の表放送設備の項利用料金の欄を次のように改める。

8,930円

別表第４の２(５)ケ(イ)の表大会運営室１の項利用料金の欄を次のように改める。

780円

別表第４の２(５)ケ(イ)の表大会運営室２の項利用料金の欄を次のように改める。

380円

別表第４の２(５)ケ(イ)の表大会運営室３の項利用料金の欄を次のように改める。

380円

別表第４の２(５)ケ(イ)の表多目的室Ａの項利用料金の欄を次のように改める。

660円

別表第４の２(５)ケ(イ)の表多目的室Ｂの項利用料金の欄を次のように改める。

660円

別表第４の２(５)ケ(イ)の表研修室の項利用料金の欄を次のように改める。

660円

別表第４の２(５)ケ(イ)の表会議室の項利用料金の欄を次のように改める。

210円

別表第４の２(５)ケ(イ)の表チケット売場の項利用料金の欄を次のように改める。

320円

別表第４の２(５)ケ(イ)の表照明設備の項利用料金の欄を次のように改める。

540円
260円
5,510円
2,720円

別表第４の２(５)ケ(イ)の表冷暖房設備の項利用料金の欄を次のように改める。

7,220円

別表第4の2(5)ケ(㊦)の表放送設備の項利用料金の欄を次のように改める。

4,440円

別表第4の2(6)の表ヒーリングコア研修室の項利用料金の欄を次のように改める。

980円	1,310円	2,300円
------	--------	--------

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の静岡県都市公園条例（以下「新条例」という。）第11条第2項の規定による承認は、この条例の施行の日前においても、新条例別表第4に定める額の範囲内で行うことができる。